

生田緑地ビジョン



令和6（2024）年5月

川崎市

目次

第1章 生田緑地ビジョン改定にあたって	1
1 生田緑地ビジョンに基づく取組の成果等	3
(1) 現ビジョン策定の背景	3
(2) 現ビジョン策定の趣旨	3
(3) 現ビジョンの計画期間	3
(4) 現ビジョンの対象区域	3
(5) 現ビジョンの基本的な考え方	4
(6) 現ビジョンに基づく取組の成果	6
2 ビジョン改定の背景	10
(1) 生物多様性の危機	10
(2) 都市計画区域内及び隣接区域において具現化する計画への対応	15
(3) 新たなビジョンの必要性について	22
ア 社会情勢の変化	22
イ 状況の変化等	30
ウ 現状の課題	50
エ 改定の経過	52
オ 検討において寄せられた意見等	53
カ 生田緑地ビジョンの改定に向けた検討事項	61
キ 改定に向けた視点の整理	68
ク 新たなビジョンの必要性について	72
3 ビジョンの計画期間	73
4 対象区域	73
5 ビジョンの策定体制	73
6 上位・関連計画における位置付け	74

7 生田緑地の概況	74
(1) 生田緑地の自然	74
(2) 生田緑地の施設	75
(3) 生田緑地の管理運営	76
第2章 生田緑地ビジョンの基本理念等	77
<hr/>	
1 基本テーマ	77
2 基本的考え方	77
3 基本理念	78
第3章 基本方針に基づく施策の基本方向	79
<hr/>	
1 資源ごとの将来像	79
2 施策の基本方向	80
3 施策の基本方向に基づく取組	81
(1) みどり・生物多様性	81
(2) 文化	81
(3) 施設	81
(4) 人（担い手・来園者）	82
(5) まちづくり	82
4 ゾーニングと整備の方向性	83
(1) ゾーニングと整備の方向性	83
(2) 東地区の考え方	84
(3) 東地区内における拠点等	85
参考資料	
川崎市公園緑地等整備計画推進委員会委員一覧	86
生田緑地ビジョン推進会議委員一覧	86
用語集	87

第1章 生田緑地ビジョン改定にあたって

生田緑地は、昭和16(1941)年に川崎市都市計画緑地第一号として指定された緑地であり、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置する市内随一の緑の宝庫です。小田急線向ヶ丘遊園駅から約1kmと近く、JR及び小田急線登戸駅やJR宿河原駅からも徒歩圏にあります。

標高84mの枳形山に代表される起伏に富んだ地形を有しており、多様な動植物、歴史的な遺跡などが残された、市民の貴重な財産となっています。

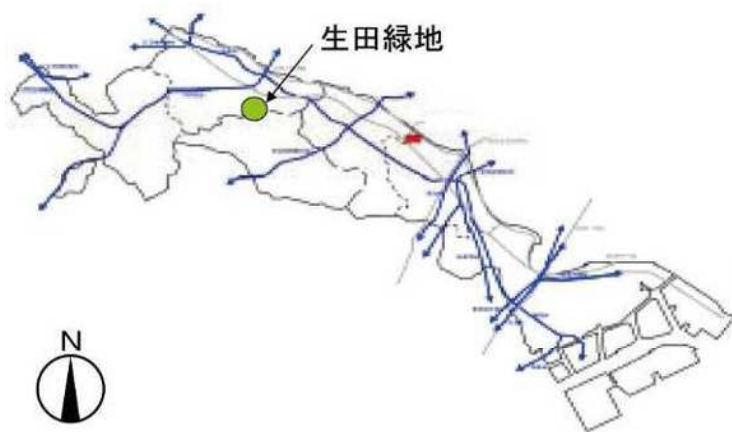
また、緑地内には中央広場、展望台のある枳形山広場、ホテルの里、しょうぶ園、ばら苑、自然探勝路、等さまざまな公園施設のほか、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館(かわさき宙と緑の科学館)、川崎市岡本太郎美術館、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムなど個性豊かな文化施設が設置されています。

この生田緑地については、平成23(2011)年3月に策定した「生田緑地ビジョン」に基づく基本理念『豊かな自然・文化・人・まちが共に息つき緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現』に向けて取組を進めてきました。

一方、新型コロナウイルス感染症を経たニューノーマルな社会への対応など社会情勢の変化や、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺のまちづくりの進展、ナラ枯れをきっかけに顕在化した生物多様性の危機への対応などの状況の変化を踏まえ、生田緑地ビジョンを改定する必要がある。

第2章 公園種別：総合公園

- ・ 所在地：多摩区枳形6、7丁目他、宮前区初山1丁目他
- ・ 都市計画決定面積：179.7ha(令和4(2022)年4月7日変更)
- ・ 川崎都市計画緑地1号生田緑地(昭和16(1941)年都市計画決定)



【川崎市における生田緑地の位置】



【生田緑地の位置】

区域の概要

生田緑地は概ね次の区域に分けられます。

① 中央地区

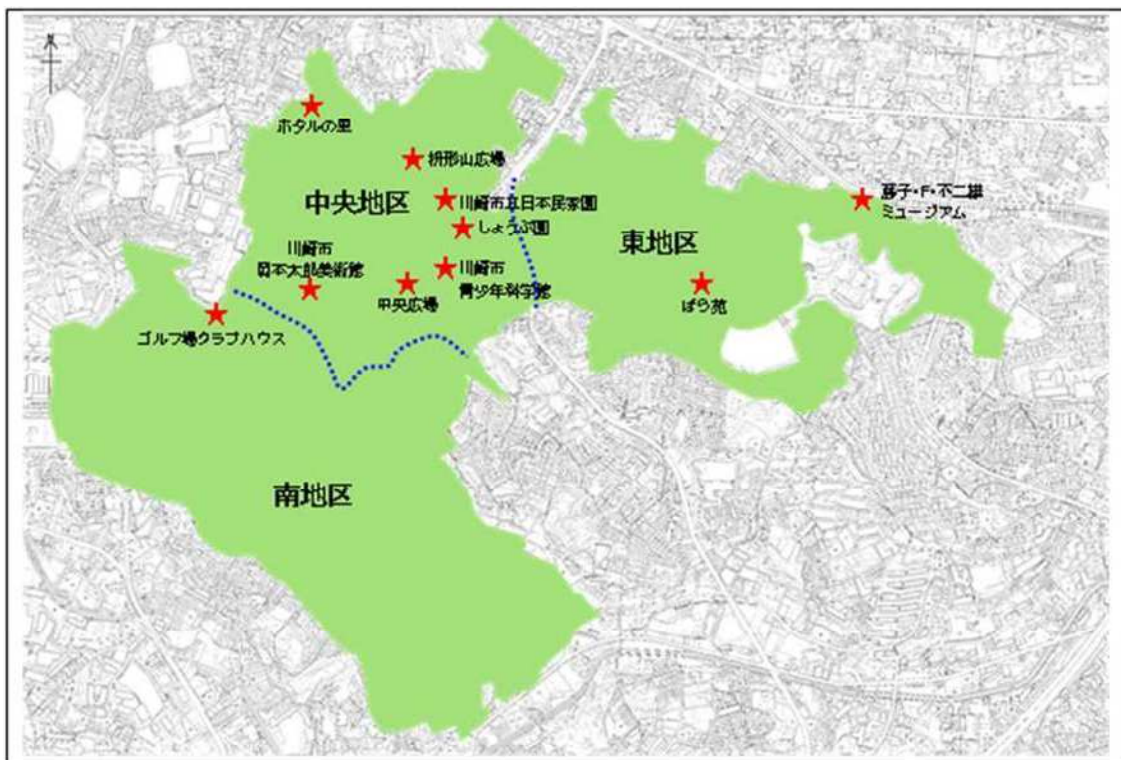
多摩区枳形6・7丁目、東生田2・4丁目（中央広場、枳形山広場、ホテルの里、しょうぶ園、自然探勝路、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館、川崎市岡本太郎美術館など）

② 南地区

多摩区枳形7丁目、東三田2・3丁目、宮前区初山1丁目（ゴルフ場とその周辺区域）、菅生1丁目

③ 東地区

多摩区東生田1・2・3丁目、宿河原2丁目、長尾2・3丁目（ばら苑、向ヶ丘遊園跡地、川崎市 藤子・F・不二雄ミュージアムなど）



1 生田緑地ビジョンに基づく取組の成果等

(1) 現ビジョン策定の背景

ア 自然環境保全の重要性の高まり

生田緑地周辺の宅地化などによる緑・自然環境の喪失が進み、生田緑地の自然環境を保全することの重要性が高まっていました。

イ 施設の更新・整備の実施・計画

かわさき宙（そら）と緑の科学館（川崎市青少年科学館）の改築や中央広場の改修のほか、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの整備など、さまざまな施設の更新・整備が実施・計画されていました。

ウ 登戸・向ヶ丘遊園駅エリアのまちづくり

生田緑地への玄関口としての役割を担う、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアのまちづくりを進める上で、優れた自然環境やさまざまな施設を有する生田緑地は、中心的な役割が期待されていました。

(2) 現ビジョン策定の趣旨

ア 生田緑地のめざすべき将来像を示す

生田緑地にかかわるさまざまな主体が共通の想いを持って活動や取組を進めることができるよう、誰もが共有できる「生田緑地のめざすべき将来像」を示す構想として策定しました。

イ 将来像の実現に向けた取組の方向性を示す

豊かな自然環境の中に文化施設などが立地する生田緑地の魅力をより一層高めるため、生田緑地の自然環境を保全する取組と公園利用の調整、魅力ある施設の整備・充実、効果的・効率的な管理運営体制の構築、多様な主体との協働、北部のまちづくりとの連携、生田緑地の魅力の戦略的な発信に向けた取組の方向性を明らかにしました。

(3) 現ビジョンの計画期間

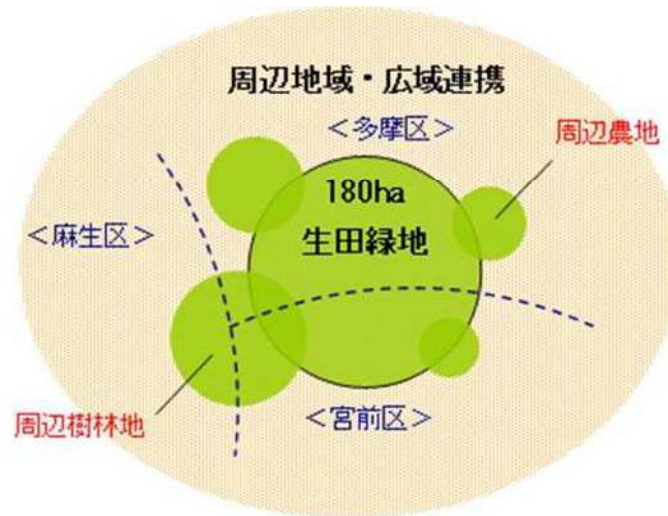
平成 23（2011）年から概ね 10 年

(4) 現ビジョンの対象区域

都市計画緑地としての決定区域（約 180ha）。

生田緑地と連担する樹林地や農地、生田緑地の玄関口となる登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアを対象区域に含めます。

生田緑地ビジョン対象区域図



(5) 現ビジョンの基本的な考え方

ア 保全と利用が好循環するしくみづくり

生田緑地を市民の財産として持続可能なものにしていくためには、緑地の保全を前提としながら緑地の利用との調整により、両者の好循環を発生させることが、生田緑地ビジョンの基本的な考え方です。

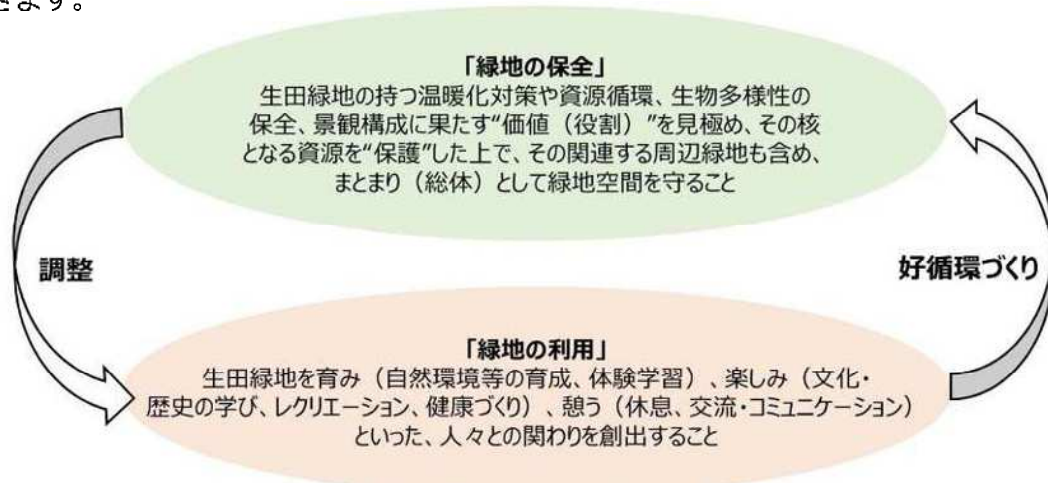
現ビジョンの基本的な考え方

生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくために、

『**緑地の存在効用（保全）を前提とした利用効用（利用）との調整により、
両者が好循環するしくみをつくる**』

ことにより目的の実現を図ります。

生田緑地内の動植物などの生息空間を守るためには、保全に『保護』の概念も組み入れていきます。



イ 基本構想

「緑地の存在効用（保全）と利用効用（利用）の調整により、両者が好循環するしくみ」により、多摩丘陵の一角に位置する生田緑地の貴重な自然環境を将来にわたって守り、生田緑地の有する歴史・文化資源や多くの人的資源を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる生田緑地をめざします。

基本理念（生田緑地のめざす将来像）

**豊かな自然・文化・人・まちが共に息つき
緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現**

ウ 現生田緑地ビジョンの施策体系

現生田緑地ビジョンの施策体系図



(6) 現ビジョンに基づく取組の成果

ア 自然環境の保全に係る取組の充実

生物多様性保全に貢献するボランティア活動や生田緑地の谷戸や雑木林で、多様な生物の生息できる環境づくりと里山らしい景観づくりを目指す活動が市民主体により持続的に行われています。(基本方針1・3・4)



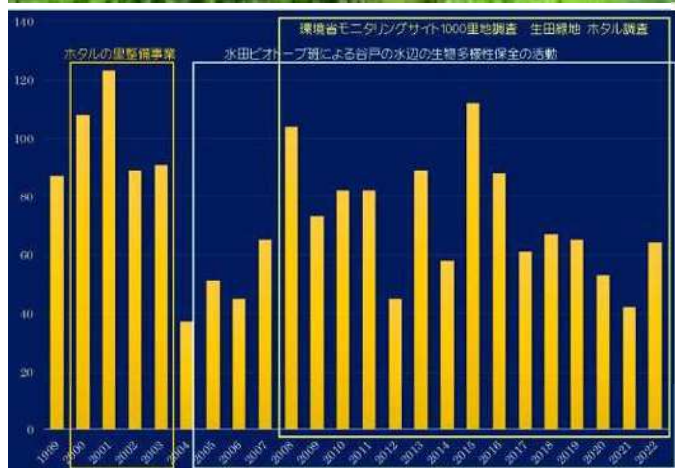
KONRAC

生田緑地自然環境保全会議市民部会
＜愛称＞里山倶楽部による樹林地管理



KONRAC

かわさき自然調査団水田ビオトープ班
による自然保全活動



ホタルの国のゲンジボタル出現数の推移

【出典：特定非営利活動法人かわさき自然調査団 水田ビオトープ班】

イ 施設整備・改修の進捗

川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムの開館、東口ビジターセンター、西口サテライト、川崎市青少年科学館（通称：かわさき宙と緑の科学館）の改修、クラブハウスの改築、中央広場の改修、周遊散策路整備等（基本方針2）



川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム



東口ビジターセンター



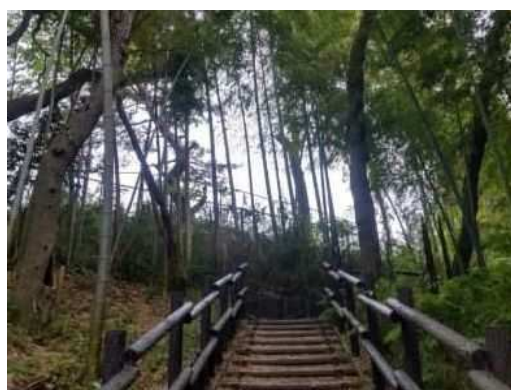
川崎市青少年科学館



川崎国際生田緑地ゴルフ場クラブハウス



中央広場の改修



周遊散策路の整備

ウ 好循環の創出に向けたプラットフォームの設置

生田緑地にかかわる多様な主体が集まり、相互に連携・調整しながら、合意形成を図ること等を目的にした協働のプラットフォームとして生田緑地マネジメント会議を設立しました。会議に加えて、会員の発議によるおもてなしプロジェクト等、新たな取組が芽生えました。(基本方針1・3・4・5)



生田緑地マネジメント会議の開催



おもてなしプロジェクト(ばら苑案内)



シンポジウムの開催状況



工業高校と連携した看板づくり



シンポジウム「生田緑地と市民活動のあり方」の開催【平成 29(2017)年度】

エ 横断的な管理運営体制の構築

中央地区及び3館(川崎市岡本太郎美術館・川崎市立日本民家園・川崎市青少年科学館)を対象にした指定管理者制度による横断的管理運営体制が実現したことで、学芸業務等と施設運営業務等の連携が図られ魅力が向上。川崎国際生田緑地ゴルフ場を対象にした指定管理者制度を導入。(基本方針2・3・6)



緑地全体の魅力発信するためのスタンプラリーの実施



緑地内のドングリ等を活用したおもてなし



緑地内の情報を一体的に発信するパンフレット

オ 魅力を高める取組とその発信

園芸まつり 森のマルシェ、食の祭典など地元商店街や企業と連携したイベント、お月見フェスタなどの開催、ホームページ・SNSの活用等(基本方針1・3・4・5)



森のマルシェの開催



メタセコイアの木の下でヨガ



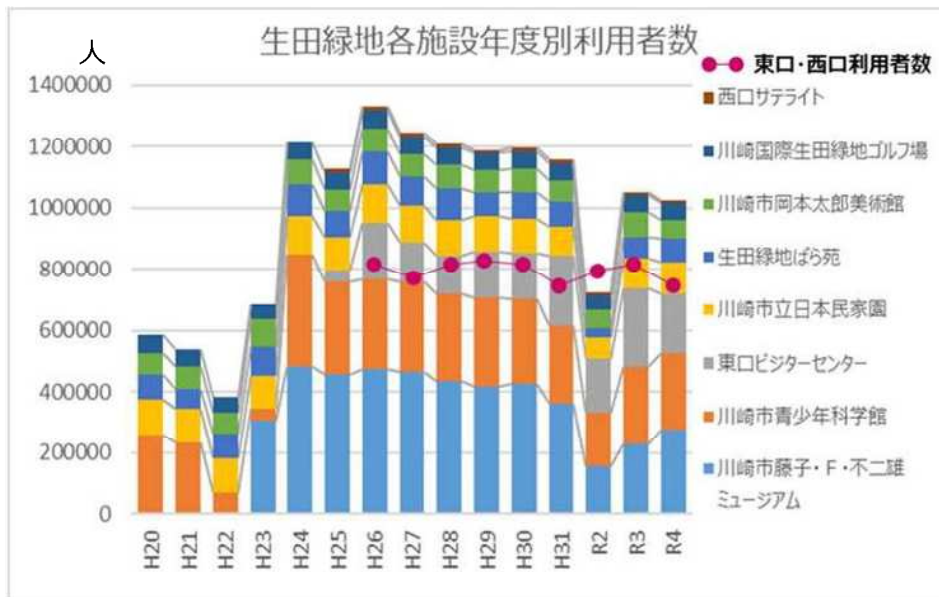
お月見フェスタの開催状況



統合されたHP及びSNSの活用

カ 生田緑地各施設年度別利用者数

各施設の利用者数については、藤子・F・不二雄ミュージアムの新設や青少年科学館の改築の影響が大きいため、ビジョン策定前との単純比較はできませんが、コロナ前は年間約120万人の利用者を維持していました。なお、東口・西口の利用者数は、コロナ禍においても大きく減少しておらず、施設利用者の減を補うだけの公園（オープンスペース）のニーズの高まりがあったことを確認しました。（基本方針4・5・6）



2 ビジョン改定の背景

(1) 生物多様性の危機

ア 生田緑地の生物多様性

生田緑地は、周囲を市街地に囲まれているにもかかわらず、まとまった規模の自然環境が残されており、ホトケドジョウをはじめとする地域固有の貴重な動植物が生息しています（生田緑地内にて生息が確認されている絶滅危惧種は40～50種）。

生田緑地の貴重な緑・自然環境と生物多様性は、市民協働による持続的な取組により保全されてきました。また、生物多様性の調査・把握についても、絶え間ない市民の努力により継続的に行われてきました。このような取組は全国的においても先進的な事例となっており、本市においても類似活動の中心的な拠点となっています。

イ 本市の生物多様性の拠点である樹林地が、大きな変化に直面

生田緑地では、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、コナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が平成 30(2018)年頃から発生し、令和 4(2022)年 12 月時点で、累計 1,874 本が被害を受けており、保全するとしてきた「緑地」に危機的な変化をもたらすことが予想されています。

公園管理者の対応は、大量の枯損木の発生に対して園路・施設や近隣民家への落枝を防止するための安全確保を優先せざるを得なく、根本的な対応には至っていません。

(ア) 立ち枯れの状況



ナラ枯れした樹木



民有地に隣接する緑地におけるナラ枯れした樹木

(イ) ナラ枯れにより樹林地がモザイク化



Map data ©2018 Google
平成 30 (2018) 年 4 月



Map data ©2021 Google
令和 3 (2021) 年 4 月
(令和 3 (2021) 年 8 月時点のナラ枯れした樹木の位置を重ね合わせ)

(ウ) 平成 31/令和元年 (2019) 年度以降の被害状況

生田緑地におけるナラ枯れによる被害の推移 (累計 N = 1,874 本)

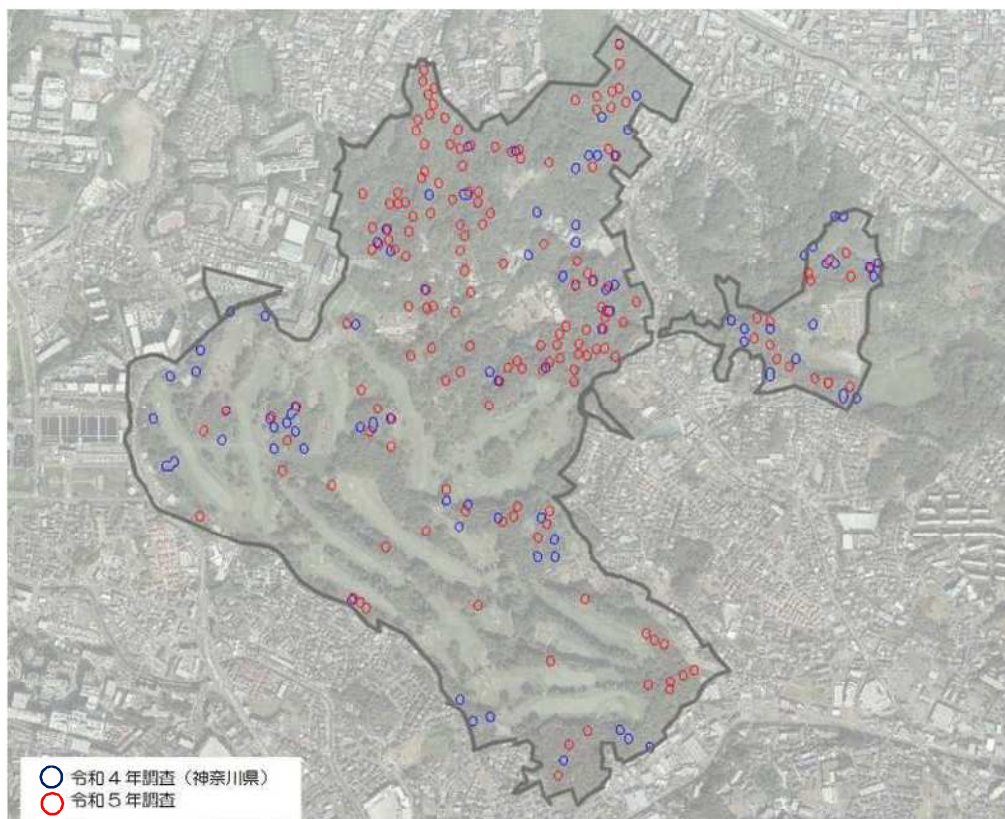


ナラ・カシ類、シイ類の集団枯損 (ナラ枯れ)

は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされる病気 (ブナ科樹木萎凋病) です。カシノナガキクイムシは穿孔して樹体内に病原菌を持ち込みます。病原菌は孔の周囲の組織を殺すため、カシノナガキクイムシが大量発生して多数の穿孔をあけると被害を受けた樹木はやがて枯死します。カシノナガキクイムシは高齢の大径木を好んで繁殖することから、樹林の高齢化・高林化・大径木化を避けることが基本的な再発防止策といえます。

緑地全体のナラ枯れの状況の把握

- ・ 空中写真測量に基づく生田緑地内のナラ枯れ箇所調査結果をみると、令和 4 (2022) 年に県が実施した調査の 83 か所に対し、市が令和 5 (2023) 年 10 月実施した調査では 162 か所となっており、約 1 年で倍増している状況となっています。
- ・ 上記 2 か年の調査結果からナラ枯れ箇所の分布状況を比較すると、中央地区で分布の拡大が急速に進んでおり、同地区は顕著な蔓延状況にあるといえます。



ウ 緑に関わる担い手の持続性

生田緑地の緑を支えてきた市民の高齢化や、市民活動を支えてきた学識経験者の担い手不足等に直面しており、持続性の確保が課題となっています。生田緑地の植生管理については、生田緑地マネジメント会議自然環境保全管理会議において、生物多様性に資する多くの議論と活動を踏まえた提言書づくりなどを行っていますが、参加者の固定化、高齢化が課題となっています。生田緑地の生物多様性保全に関わる取組は、人と自然との関わりにより保全されてきたことから、この生物多様性を保全するため、この活動に市民が興味を持ち、持続的に関わっていただける仕組みづくりが必要となっています。

(ア) 保全にかかわる市民活動の経緯

市は、都市計画事業として用地を買収することで、生田緑地の生物多様性の基礎となる緑を守ってきました。公園として取得してからは、園路や広場の整備・管理に取り組みましたが、里山として利用されてきた雑木林や湿地などの緑の管理は、概ね自然の遷移に任せてきました。

里山としての維持・保全の取組は、生田緑地の雑木林を育てる会、特定非営利活動法人かわさき自然調査団、飛森谷戸の自然を守る会等による市民活動が主に担ってきました。

生田緑地で活動する市民団体と市が植生管理について協議するための場として「生田緑地植生管理協議会」が平成 14（2002）年 12 月に組織（行政は、北部公園事務所と川崎市青少年科学館が参加）されました。

この協議会では、団体間の活動調整等を行うだけでなく、市民主体が植生管理計画づくりを進めることで、市民が気軽に植生に関わる知識や活動ができる場として、「生田緑地植生管理協議会市民部会」が平成 19（2007）年 12 月に設置され、現在の「生田緑地自然環境保全管理会議」の活動につながっています。

生田緑地の生物多様性を調査・把握する取組においては、川崎市青少年科学館が自然環境調査を行う中で育てた、「特定非営利活動法人かわさき自然調査団」が、自然調査を担ってきました。特に「特定非営利活動法人かわさき自然調査団」は、環境省が進める生物多様性に関わる取組である「モニタリングサイト 1000」に登録し、生態系「里地」の調査に協力し、生田緑地の生き物の多様性をモニタリングしてきました。

エ 生物多様性に関わる取組（自然環境に関わる知見の高度化等）への対応が必要

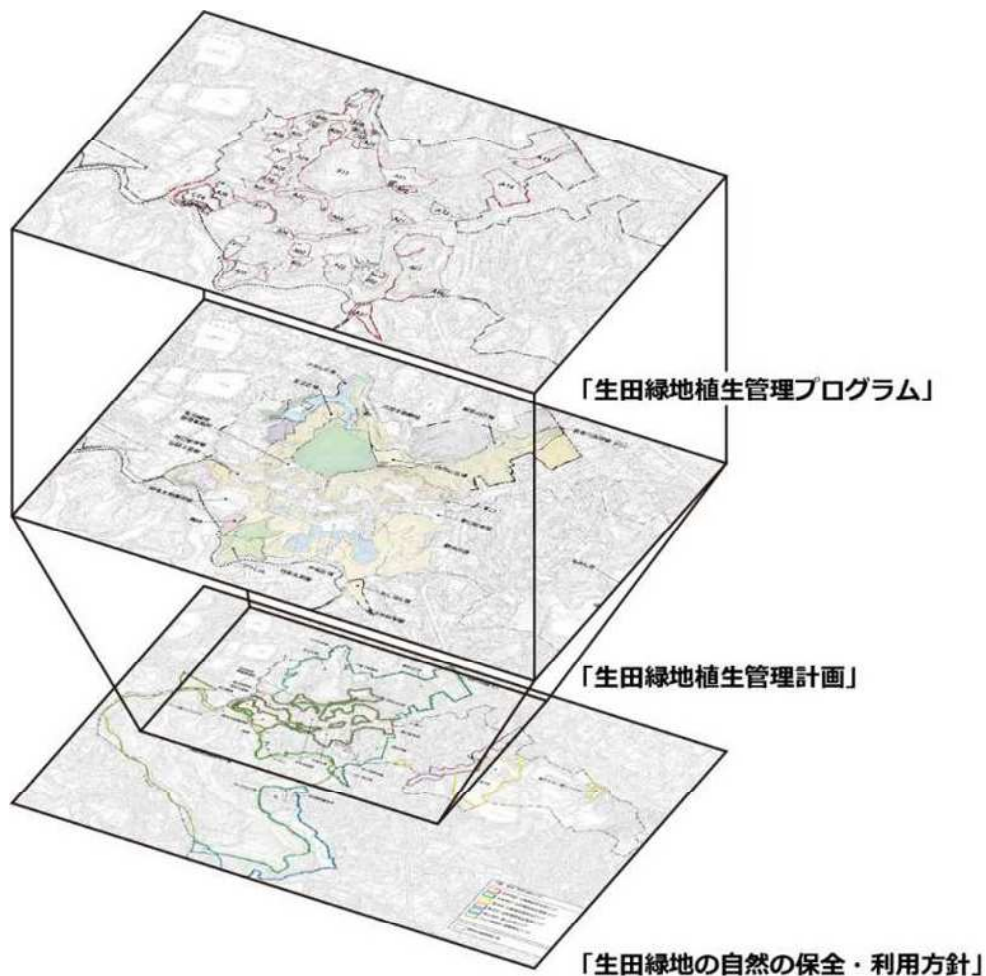
生田緑地マネジメント会議自然環境保全管理会議において、生物多様性に資する多くの議論や活動を踏まえた提言書や植生管理プログラムづくり等がなされていますが、提言書への対応やプログラム運用の持続性の確保が課題となっています。

また、緑地内の自然環境に関わる団体は、活動の実績、専門性の高さなど市内で唯一または同種の活動においてもリーディング的な存在であり、その活動により保全されている自然環境の価値の共有や理解の醸成、取組に携わってもらう仕組みづくりが必要となっています。

生田緑地植生管理計画

- ・ 「生田緑地の自然の保全・利用方針」(平成 25 (2013) 年 8 月、川崎市) は、生田緑地のエリアごとの特性に応じた自然の保全及び利用の大きな方向性が定められています。
- ・ 「生田緑地植生管理計画」は、植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理の計画です。
- ・ 市民は、計画に基づく植生管理作業を行うため、作業内容や時期、貴重種の情報などをまとめた「植生管理プログラム」に基づき活動しています。
- ・ 「植生管理プログラム」に基づく作業は、取り返しのつく範囲で「やって・みて・考える」順応的管理を基本として行われていますが、モニタリングや活動の振り返りなどの運用において、活動団体ごとに差異が生じていることが課題となっています。

生田緑地の植生管理関連計画の構成



(2) 都市計画区域内及び隣接区域において具現化する計画への対応

ア 向ヶ丘遊園跡地における利用計画との連携

生田緑地の都市計画区域内に立地する向ヶ丘遊園が平成 14 (2002) 年に閉園し、その跡地活用にあたって平成 16 (2004) 年に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」を小田急電鉄 (株) と締結するとともに、令和元 (2019) 年に「生田緑地整備の考え方」をとりまとめ、向ヶ丘遊園跡地に残る貴重な緑の保全、生田緑地の魅力向上及び良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進めてきました。

令和 3 (2021) 年 3 月に跡地利用に関わる環境影響評価や、令和 4 (2022) 年 4 月に都市計画変更等の手続きを完了していますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、小田急電鉄 (株) は、計画内容を見直しています。

向ヶ丘遊園跡地利用計画は、生田緑地との相乗効果が期待されるものであり、ばら苑の再整備、維持管理運営等も含めた新たな連携も期待されます。

向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書 (抜粋) (平成 16 (2004) 年 11 月締結)

向ヶ丘遊園は、昭和 2 年に開園し、以来、75 年間の長きにわたり開業してきたが、惜しまれつつ平成 14 年 3 月をもって閉園した。

向ヶ丘遊園は生田緑地の都市計画決定以前から開園しており、多摩丘陵の緑豊かな自然を生かし、花と緑の遊園地として、川崎市民をはじめ首都圏の方々に親しまれ、生田緑地の一部としての役割を十分に果たしてきた。

閉園後の跡地活用については、この 3 年間、「環境共生」を前提に協議を進め、このたび、多摩丘陵の緑豊かな自然を次世代に残すため、川崎市と小田急電鉄株式会社は相互理解を深め一致協力して跡地活用を推進していくこととし、次の通り合意に達した。

- 1 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
- 2 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
- 3 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
- 4 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
- 5 跡地活用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
- 6 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

生田緑地整備の考え方（抜粋）（令和元（2019）年6月策定）

「自然の保全・利用」「憩い・賑わい・交流の創出」「防災機能の向上」の3つの視点から今後の整備に向けた方向性が示されています。

今後の整備の方向性

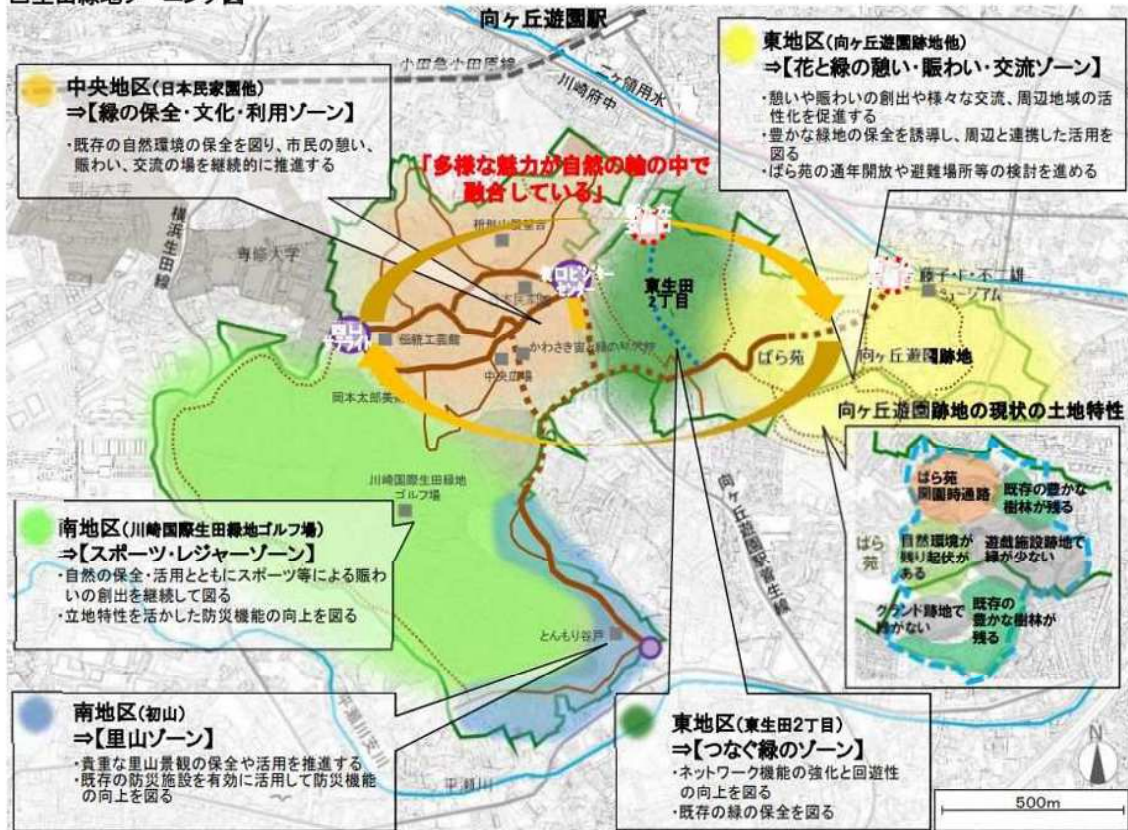
生田緑地の価値・魅力向上に向けては、今後の整備に向けた3つの視点から見た課題への対応が必要であり、そのために行うべき今後の整備の方向性をゾーニングと共にここに示します。

□3つの視点から見た今後の整備の方向性

自然の保全・利用	「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、生田緑地の自然を保全していくとともに、自然の利活用を図っていくことで、保全と利用の好循環を生み出します。
憩い・賑わい・交流の創出	魅力要素のさらなる充実、緑地内の回遊性向上、民間事業者等との連携・誘導などにより、賑わい交流の創出を図ります。
防災機能の向上	オープンスペース、新たな玄関口、散策路等の整備により避難者受入機能を拡充し、防災機能の向上を図ります。

■未供用のエリアが多く存在する東地区については、小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地整備の方向性が示されたことにより、豊かな自然環境を活かした新たな賑わいの創出による生田緑地全体の価値・魅力の向上や地区間連携による相乗効果等が期待されていることから、特に優先的に整備に取り組む地区として設定します。

□生田緑地ゾーニング図



生田緑地整備の考え方（抜粋）（令和元（2019）年6月策定）（前ページに続く）



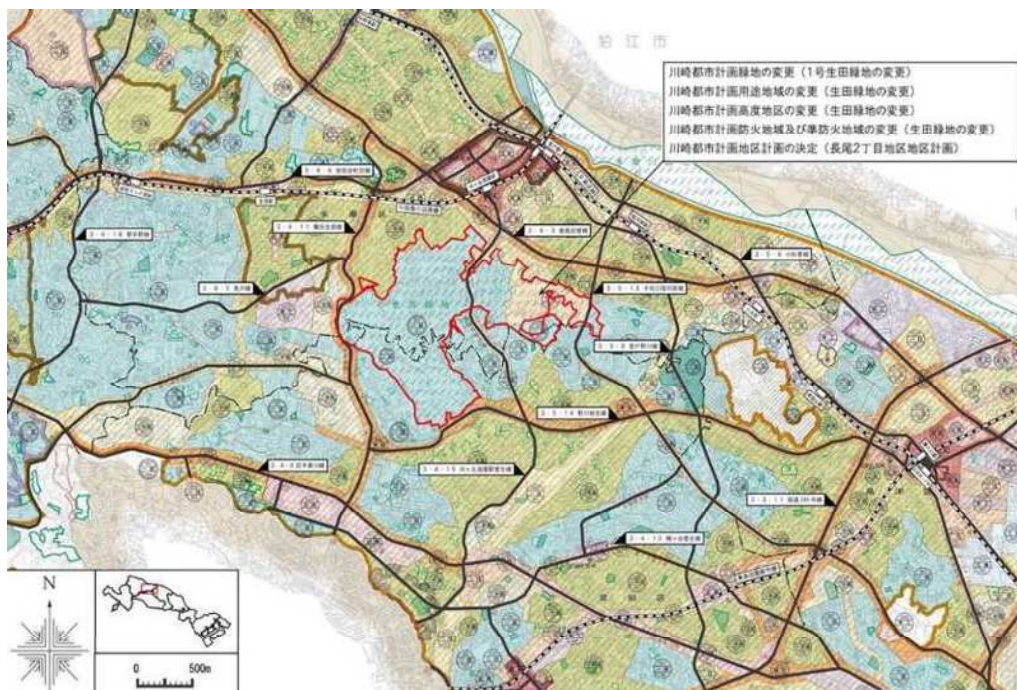
「みどり拠点」として相応しい土地利用を進めることを目的とし、遊園跡地の特性を活かした上で、生田緑地における様々な課題を解決し、生田緑地の価値・魅力の向上を実現していくため、下記のような各エリアの方向性を示し、事業者の誘導を図ります。

【土地利用の考え方】

- 現在都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進します。また、区域から除外するエリアについては、一定の緑化が図られるように、地区計画等を定めてまいります。
- 遊園跡地の新たな機能（飲食・休憩施設等の新たな憩いや賑わい、交流の場）が適切に配置されるよう誘導し、遊園跡地内外のアクセス性・回遊性向上を図るための地区連携軸を形成し、遊園跡地の整備を促進していきます。
- 生田緑地にある多くの個性や多様な機能等と連携し、相乗効果を発現します。
- ばら苑の通年開放や駐車場の有料化（民間活力導入含む）を検討していくことで、さらなる賑わいの創出とともに、防災に配慮した空地の確保を図ります。

生田緑地に関わる都市計画の決定及び変更（令和4（2022）年4月変更）

本市では、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全するとともに、良好なまちづくりに寄与する跡地活用の検討を進め、令和4（2022）年4月に必要な都市計画決定及び変更を行いました。



緑地の変更（1号生田緑地の変更）

向ヶ丘遊園跡地利用の方向性が定まったことを踏まえ、現在、都市計画緑地の区域外となっている多摩川崖線軸の一部を構成する良好な樹林地については、都市計画緑地の区域に編入し、現在、都市計画緑地区域内で緑が少ないエリアを区域から除外することで、良好な既存緑地の保全を図るとともに、新たな生田緑地の魅力が向上する憩いや賑わい、交流の場の創出を促進するために、都市計画緑地の区域の変更（179.3ha ⇒ 179.7ha）を行いました。

用途地域及び高度地区の変更

長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.3haについて、緑地の変更に併せ、用途地域の変更を行いました。また、長尾2丁目周辺地区における区域面積約0.2haについて、用途地域の変更に併せ、高度地区の変更を行いました。

防火地域及び準防火地域の変更

長尾2丁目周辺地区における区域面積約4.7haについて、緑地及び用途地域の変更に併せ、防火地域及び準防火地域の変更を行いました。

地区計画の決定

生田緑地に隣接する長尾2丁目地区において、地区内の緑を保全するとともに、さらなる魅力向上に向けて、樹林地を活かした憩いや賑わい、交流機能の創出を図るため、約6.7haの区域について、地区計画を決定しました。

イ 新たなミュージアム構想への対応

(ア) 新たなミュージアムに関する基本構想

川崎市は、令和元年東日本台風により被災した市民ミュージアム（川崎市中原区等々力緑地内）の被災リスクの少ない場所での再建に向けて、令和5（2023）年6月に「新たなミュージアムに関する基本構想」を策定し、新たなミュージアムの「使命」及び「めざす姿」を明らかにするとともに、新たなミュージアムの事業展開の方向性や開設候補地など、その整備の概要を示しました。

新たなミュージアムに関する基本構想

(1) 使命

市民とともに、川崎の「これまで」をたどり、「これから」のあたらしい川崎を彩る

- 新たなミュージアムは、街並や街角、工業都市としての発展など川崎の特色ある歴史や多様な文化を、市制以前を含めた「これまで」として振り返り、引き継ぐとともに、「これから」の未来をより豊かに彩るための活動を展開する。
- 川崎の文化芸術の魅力が詰め込まれたモノ、ヒト、コトをつなぐことで、川崎のこれからを切り拓く礎である市民の考える力や協働する力を育て、よりよいまちづくりに貢献する。

(2) めざす姿

- 新たなミュージアムは、「使命」に基づき、次の5つの「めざす姿」の実現に向けて活動していく。また、市民にとって、「日常」に彩りが加わる「非日常」を感じられ、文化芸術をはじめとした様々な世界とつながることができる場として活動していく。

- 過去を紐解き、現在を記録し、未来へつなげるミュージアム**
 - 新たなミュージアムは、川崎の成り立ちやこれまでの歩みを紐解くとともに、市民が生きてきた現在を記録し、より豊かな未来につなげていくミュージアムを目指す。
- モノ、ヒト、コトをつなぎ、交流を創出するミュージアム**
 - 新たなミュージアムは、様々なモノを媒介にした体験や対話を通じ、世代や文化を超えて、市民をはじめとした多様なヒトや多彩なコトをつなぎ、様々な交流を創出するミュージアムを目指す。
- 日常と文化芸術をつなぎ、市民が身近に感じられる開かれたミュージアム**
 - 新たなミュージアムは、市民の多様なレベルの創作・鑑賞等のニーズに応え、誰もが文化芸術活動に携わり、楽しみ、楽しめる環境づくりを行い、市民が安心して憩うことができ、身近に感じられる開かれたミュージアムを目指す。
- 既知と未知をつなぎ、共創を通じてともに成長するミュージアム**
 - 新たなミュージアムは、多様な主体が持つ知見を活用し、相互対話により未来を共創する活動につなげ、地域的、社会的課題に向き合い、市民とともに成長するミュージアムを目指す。
- 地域社会の担い手となる人材を育成するミュージアム**
 - 新たなミュージアムは、地域に開かれた活動などを通じて、文化芸術が有する多様な価値や魅力が幅広い分野で活かされる可能性を広げることにより、地域社会の担い手となる人材を育み、好循環を生み出すミュージアムを目指す。

■「ミュージアム（拠点施設）」と「まちなかミュージアム」の関係性イメージ

ミュージアム（拠点施設）
1か所に集約する必要がある機能やまとった空間が求められる複合的な規模で整備し、市民に対して、来館することで得られる経験や、「リアルなモノ」に出会える機会を提供し、取れた空間を有効活用して取組を展開していく。

まちなかミュージアム
既存の市内各施設を活用した展示等の取組により、市民と新たなミュージアムの接点を増やし、新たなミュージアムがもたらす効果や地域や生活に波及させていくことを目的として、親しみやすさを意識しながら様々な取組を展開していく。

■新たなミュージアムの5つの事業

「収集・保管、調査研究、展示」事業 特約的な4つの事業を定めるミュージアムの構築事業	「事業啓発・集客誘出」事業 人々が新たな学びを求められるような活動や、多様な主体との共創を促す
「交流創出」事業 情報誌、実演等の枠を超えて様々な交流を創出する	「人材育成」事業 市民の好奇心や探求心を高め、文化芸術を通じて地域社会の担い手となる人材を育成する
「支援・普及促進」事業 誰もが文化芸術を身近なものとして楽しみ、親しみながら参加することができる活動を展開する	

「生田緑地ばら苑隣接区域」を開設候補地

「生田緑地ばら苑隣接区域」を開設候補地として位置づけており、開設地決定に向けて、緑地や周辺のまちづくりに与える影響等について整理した上で、隣接する土地を所有する小田急電鉄（株）や緑地に関わる団体等との調整を進めていく必要があります。

開設地の決定に向けて

「新たなミュージアムに関する基本構想」では、新たなミュージアムの開設地の決定に向けた課題を以下のように記載しています。

- 「生田緑地ばら苑隣接区域」については、事業展開や施設整備にあたり、自然環境や周辺景観への配慮等を考える必要がある。また、アクセス面での課題や新たなミュージアムに通じる接道やインフラの整備、周辺交通への影響も考慮していく必要がある。

- ・ 現在、本市では、「生田緑地ビジョン」の改定や「ばら苑管理運営整備方針」の策定に向けた検討を進めているほか、開設候補地が位置する「生田緑地東地区」においては、民間事業者による向ヶ丘遊園跡地利用計画が進行している状況であることから、これらの関連計画への影響も考慮する必要がある。
- ・ 今後、「生田緑地ばら苑隣接区域」の開設地決定に向けて、生田緑地周辺の関係団体や関連計画に係る民間事業者などとの意見交換を進めていく。また、新たなミュージアムを開設することにより生み出される効果や、文化芸術、自然、まちづくりの連携により発揮される相乗効果を活かした周辺エリアの賑わいの創出や、市民の健康で心豊かな生活に貢献することを目指し、幅広く市民の意見を聴きながら、「生田緑地ばら苑隣接区域」ならではの事業展開等に係る検討を進めていく。

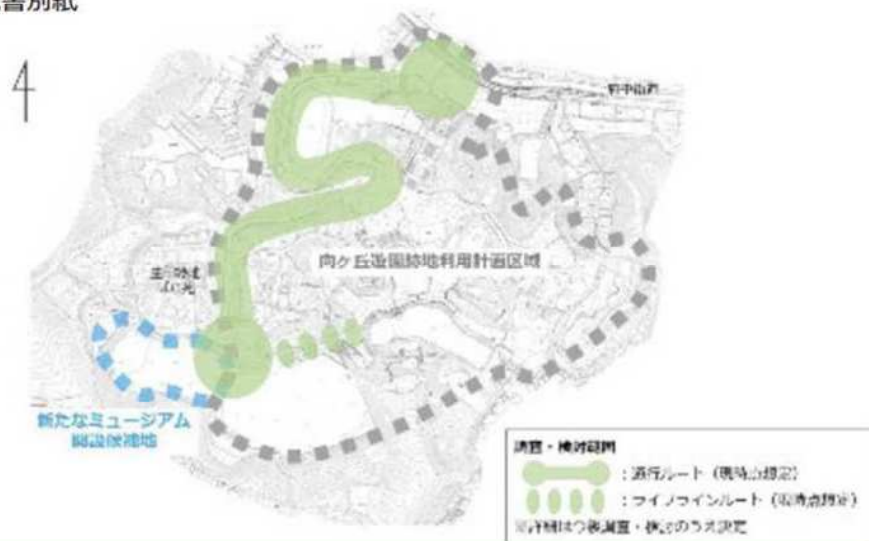
今後の進め方として、開設候補地に係る調整等について以下のように記載しています。

- ・ 「生田緑地ばら苑隣接区域」について、今後、正式な開設地としての決定を目指し、関係団体等と協議・調整し、自然環境への配慮や道路・インフラ整備等の想定される課題に対して、関連計画との整合性を図りながら取組を進めていきます。また、エリア全体の価値向上を視野に入れ、持続可能な生田緑地の実現への貢献や、登戸・向ヶ丘遊園駅を中心としたエリアの更なる賑わいの創出や魅力向上への寄与を図るべく、周辺施設との連携や新たな魅力づくりなどを含め、市民をはじめ、様々な主体からご意見を伺いながら、検討を進めていきます。

令和5（2023）年8月「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」

「生田緑地ばら苑隣接区域」を正式な開設地として決定するために必要な工程である、新たなミュージアムの通行ルート等に係る調査・検討について、相互に関連・影響する事項として、双方が協力して進めることを目的とし、令和5（2023）年8月15日に「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」を小田急電鉄（株）と締結しました。

■覚書別紙



ウ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、土地区画整理事業の進捗により、駅周辺や2つの駅をつなぐ商業エリアなど、中心拠点の核となるまちづくりを進めていく段階となり、当事業区域外においても土地利用更新の動きがあることから、目指すまちの将来像等を多様なステークホルダーと共有し、それぞれが連携して地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、本市は令和3（2021）年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定しました。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン

■ まちの将来像

『豊かな自然や文化に包まれた、活気とつながりのある心が弾むまち』

- ・ 当地区は、「集う・訪れる・暮らす・働く」宿場町として人々のつながりや活気にあふれていた登戸と、向ヶ丘遊園地、枳形山等により多くの人々を誘引する「楽しさ」「わくわく」にあふれていた向ヶ丘遊園により発展してきたまちです。
- ・ 安心して暮らし続けられるまちを目指すとともに、それぞれのエリアが持つまちの歴史を継承・融合し、多摩川、生田緑地という豊かな自然環境や様々な文化施設など、まちのポテンシャルを最大限活かして、「人と人」「人とまち」「まちと自然」の調和を図りながら、つながりを強め、居心地がよく、水、緑、まちが一体となったまちづくりを進めていきます。

○ まちづくりの視点

視点1 多摩区の顔となる駅周辺に生まれ変わる

視点2 魅力にあふれた個性あるまちの資源が彩りを添える

視点3 歩いて楽しく、移動が楽しく、ふらっと行きたくなる

視点4 「まち」に関わるすべての人が新たな価値を作り出し、地域をおもしろくする

○ 将来像の実現に向けた取組

自然・文化・観光軸の形成

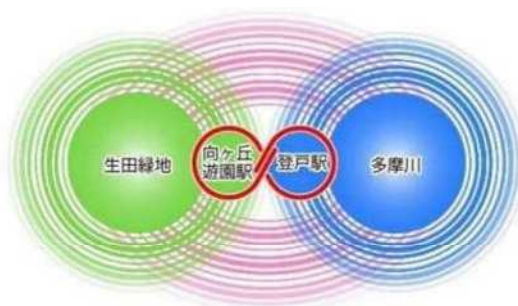
緑などの自然が感じられ、来街者の期待感を高める自然や文化、観光の拠点をつなぐ「自然・文化・観光軸」の形成に向けた取組を推進します。

賑わいの核の形成

人々をまちに惹きつける、駅前にふさわしいウェルカムゾーンとなる都市活動拠点の形成に向けた取組を推進します。

賑わい交流軸の形成

人々の往来を促し、まちを活性化させる2つの駅前空間をつなぐ「賑わい交流軸」の形成に向けた取組を推進します。



(3) 新たなビジョンの必要性について

ア 社会情勢の変化

✓新型コロナの感染拡大を経たニューノーマル社会への対応

人間中心・市民目線のまちづくりをさらに深化させ、市民一人ひとりのニーズに的確に応えて、これを迅速に実現していく機動的なまちづくりが求められています。

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。

コロナ禍への対応と、デジタル化の進展により、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加など、生活様式が大きく変化しました。また、ワークライフバランスの重視など「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観の多様化が進んでいます。

「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」

(国土交通省、中間とりまとめ：令和3(2021)年4月)(抜粋)

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
(人間中心・市民目線のまちづくりの深化)

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック(都市アセット)を最大限に活用し、市民のニーズに応じていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的活用による空間づくり

空き家をつワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション

街路やオープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に活用



公・民・学の多様な関係者が連携

してまちのビジョンを共有

(イメージ)

スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施

デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証
デジタル技術による新たなサービス

✓都市公園新時代「公園が生きる、人がつながる、まちが変わる」への対応

新たな時代の公園は、人中心のまちづくりの中で、ポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ生きる公園」を目指しています。

これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園等を活用したまちの活力創出の方向性等の検討が行われ、平成28(2016)年5月に最終報告書が公表されました。最終報告書では、「社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージに移行すべき」との認識が示されました。

「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」

(国土交通省、最終とりまとめ：平成 28 (2016) 年 5 月)

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要

1. 都市を取り巻く社会状況

- 少子高齢化と人口減少
- 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- 地方の活性化と大都市のグローバル化
- 社会資本の整備と老朽化の進行
- 財政面、人質面の制約の深刻化
- 国民の価値観の多様化

2. 緑とオープンスペースの状況

- 都市公園ストックの一定の蓄積 (1.0万箇所、1.2万ha)
- 施設の老朽化と計画的かつ適切な維持管理
- 財政制約が深刻化する中で戦略的なストックマネジメント 等

3. 今後の都市の方向性

- 集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
- 大規模地農等の災害に対してレジリエントな都市
- グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち 等

新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべく

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、都市の再構築にあわせて緑とオープンスペースの再構築により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、都市のブランドとなる緑とオープンスペースが、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成
- 地方創生が課題となっている都市において、地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペースが、個性と活力のある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペースが、やすらぎを実感できる暮らしを実現

新たなステージで重視すべき視点

ストック効果をより高める

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけの発想

民との連携を加速する

- 行政主体の整備、維持管理
- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営

パラダイムのシフト

- 使うに、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

- 地域との合意に基づく弾力的な運用
- まちづくりの一環としてのマネジメント

「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」

(国土交通省、提言：令和 4 (2022) 年 10 月)

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(概要)

都市公園制度誕生150年目のパラダイムシフト ～人中心のまちづくり時代における都市公園の意義・役割～

期	都市公園の意義・役割	都市公園の意義・役割	都市公園の意義・役割
明治6(1873)年	大宮官立公園	都市公園制度の始まり。名跡・旧跡等の跡地を市民の憩いの場として市民に開放。その後、震災時の避難地・被災者等として整備が進展	都市の近代化、官立公園、私立公園の都市計画
昭和30年代～	都市公園法制定(33)、都市公園等整備法制定(34)	経済成長、人口増加等を背景に、緑とオープンスペースの整備を急ぐステージ	高度経済成長、人口の増大、都市の拡大と郊外化
平成28(2016)年	新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会「最終報告書」	緑とオープンスペースの持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限発揮させることを重視する新たなステージへ	人口減少・高齢化、郊外化、セカンドハウス、国際的な都市競争、インフラを強化し技術革新の減少
ポストコロナの時代における人中心のまちづくりへの機運の高まり	「居心地が良く歩きたい」まちづくりの取組の広がり ～交流・学習空間、居心地心地よい空間の創出～ 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえたニューノーマル社会への対応 ～人中心・市民主体のまちづくり、ニーズに迅速に対応する機動的なまちづくり～	地球環境問題の新たな変遷 ～人と自然の共生する持続可能なレジリエントな都市の形成～ 市民・事業者の意識変化 ～参加意識の高まり、市民主体による社会課題解決と新たな価値創造・成長～	人口減少、少子高齢化への対応 ～全ての世代の健全な成長を促すことも必要の推進～ デジタルトランスフォーメーションの進展 ～独自の仕組みの策定、新たな価値創造～

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な3つの変革	都市アセットとしての活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドで作り、公園の楽しみ方を広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを推進し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める
------------------------	--	--	---

都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

<p>重点戦略[1] 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする</p> <p>公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用(計画)に取り組みとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備に反映し、居心地良く誰もが安心して快適に過ごせる空間づくりを推進</p> <p>①グリーンインフラとしての保全・利活用 ○グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定 ○緑の基本計画等に基づく自然環境の多様な機能の保全・利活用 ○緑の充実に再生可能エネルギーの活用による公園のカーボンニュートラル化</p> <p>②居心地良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり ○公園の利用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生 ○公園利用者の安全・安心の確保(遊具・遊具、バリアフリー、老幼対策、防犯対策等) ○政策連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)</p>	<p>③公園DXの推進</p> <p>デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進</p> <p>④公園の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園に隣接するデータのデジタル化 ○データを活用したEBPM ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用 ○デジタル技術、データを活用した、公園の活用・管理運営の革新(リアルタイムデータを活用したサービス等)
<p>重点戦略[2] しなやかに使いこなす仕組みをととのえる</p> <p>公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様な活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を拓く柔軟的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理</p> <p>③利用ルールの弾力化 ○画一的な利用ルールの見直し促進(公園条例の方向性や選択的表示等) ○利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活用等)</p> <p>④社会実験の場としての利活用 ○公園での社会実験の事例・成果の共有 ○多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(バークラブ)</p>	<p>重点戦略[3] 管理運営の担い手を広げつなぎ育てる</p> <p>公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に円滑に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を高める</p> <p>⑤担い手の拡大と共創 ○公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化 ○利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)</p> <p>⑥自主性・自律性の向上 ○担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告収益等) ○民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり</p>

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言の要点

1. 「使われ活きる公園」の実装化

公園が活きる、人がつながる、まちが変わる

2. 新たな時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略

- 【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする
- 【2】しなやかに使いこなす仕組みをととのえる
- 【3】管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

施策の方向性

- ① グリーンインフラとしての保全・利活用
- ② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり
- ③ 利用ルールの弾力化
- ④ 社会実験の場としての利活用
- ⑤ 担い手の拡大と共創
- ⑥ 自主性・自律性の向上
- ⑦ デジタル技術とデータの利活用

3. 横断的方策としての公園 DX

✓大規模災害を踏まえた対応

東日本大震災（大規模地震、計画停電、大量の被災者の発生・長期化等）の影響、令和元年東日本台風による被害（浸水被害、避難所の収容人数や運営等）等大規模自然災害のリスクが増大しており、従前から取り組んできた地震対策等に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

【かわさき強靱化計画】

今後起こりうる大規模自然災害に備え、川崎市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証したうえで、川崎市の健康診断（脆弱性評価）を行い、令和4（2022）年3月に「かわさき強靱化計画（令和4年3月改訂）」を取りまとめました。

■ 計画の目的

大規模自然災害時、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築すること。

■ 計画策定の経緯等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及び国土強靱化基本計画に基づき、平成 28(2016)年 3 月に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定。

平成 28(2016)年 3 月に策定の「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携し「強靱な地域」をつくるための取組を推進。

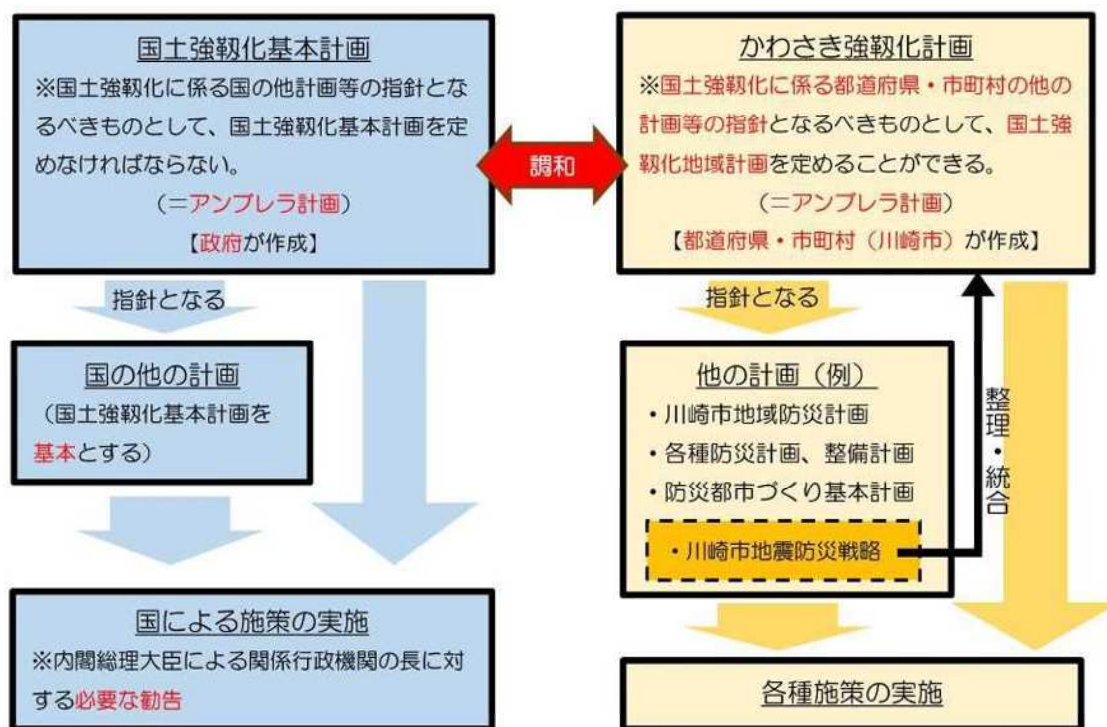
これまでの取組は概ね計画通りに進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、強靱な地域づくりは引き続き喫緊の課題。

平成 30(2018)年国土強靱化基本計画の改定や国土強靱化地域計画の計画期間が令和 2(2020)年度末に終了することから見直しを実施。

併せて地震防災戦略も同時期に計画期間が終了することから、効率的かつ効果的な施策の推進の観点から国土強靱化地域計画に整理・統合。

■ 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

国土強靱化基本法第 1 3 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）。



■ 計画期間

国土強靱化基本計画を踏まえ令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度まで

■ 計画の基本的な考え方

○ 計画の構成・特徴

- ・ 事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、必要な施策を重点化
- ・ 国土強靱化基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、基本目標、事前に備えるべき目標、リスクシナリオ等を設定

○ 基本目標

- ・ 国土強靱化基本計画及び前計画と同一のものとして、次の通り設定

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

○ 事前に備えるべき目標

- ・ 「災害時に一人の死者も出さず、迅速に復興する」ことを目指すこととする本市の災害対策の理想などを踏まえて、次の通り設定
 - 1 直接死を防ぐ
 - 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - 5 経済活動を機能不全に陥らせない
 - 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○ 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

- ・ 本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）

✓ 「自然と共生する社会」への対応

- ・ 世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した生物多様性国家戦略 2023-2030 へ対応した取組の推進
- ・ 第六次生物多様性国家戦略（令和 5（2023）年 3 月 31 日閣議決定）への対応

- ・ 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。令和5（2023）年に策定した第六次戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現することをめざした戦略と位置づけられ、以下のようなポイントがあげられています。

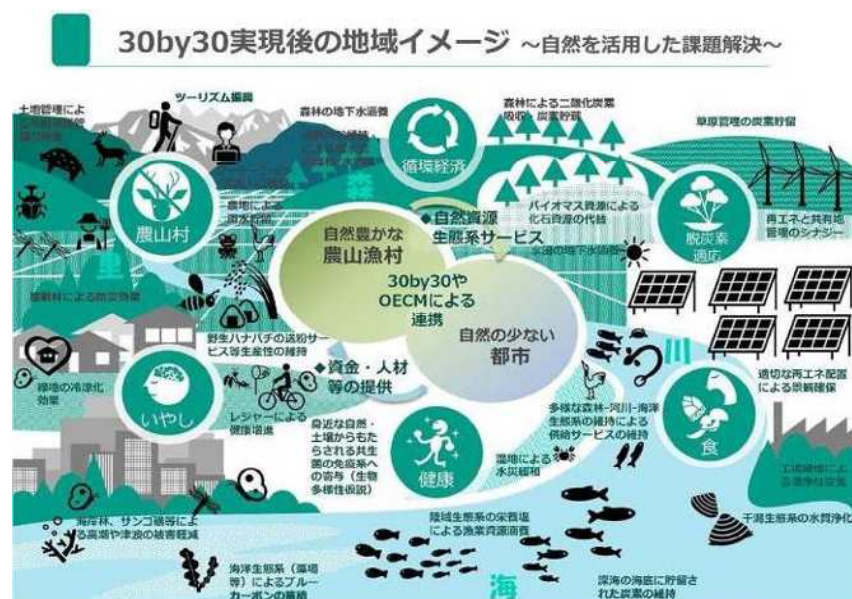
- ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・ 30by30 目標（※1）の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

※1. 30by30 目標とは

- ・ 2030年までに地球の陸地と海洋の30%以上を保護地域として効果的に保全するという目標であり、2021年開催のG7サミットにて、同目標を推進することを含む「G7 2030年自然協約」に各国が合意しました。
- ・ 同目標の達成に向けた中心的な取組としてOECMの拡張が位置づけられています。OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、企業有林や里地里山など保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所をいい、自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す、あるいはそうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた取組を進めるため、「30by30 アライアンス」が2022年4月に発足しています。

『30by30 ロードマップ』

（生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議、令和4（2022）年3月）



✓70年ぶりの博物館法の改正への対応

令和4(2022)年に「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、約70年ぶりに改正された博物館法では、社会教育法(※2)に加えて文化芸術基本法(※3)の精神にも基づくことを定めています。また、これからの博物館の役割として、教育や文化の域を超え、まちづくり・観光・福祉・国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることから、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組むことが定められています。

※2. 社会教育法(昭和24(1949)年制定)では、博物館を「社会教育のための機関」と定めており、昭和26(1951)年制定の博物館法でも、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置運営について定めるものとし、博物館の発展により「国民の教育、学術」とともに「文化」の発展に寄与することを同法の目的としています。

※3. 文化芸術基本法(平成13(2001)年制定(文化芸術振興基本法)、平成29(2017)年改正)では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つと位置づけられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

法改正で変わる日本の博物館(文化庁博物館総合サイトHP)(抜粋)

博物館の連携

博物館同士のネットワークや博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携することによって、博物館が地域で多様な価値を発揮することを促します。

① 博物館の地域の多様な主体との連携

博物館は、資料の収集・保存や展示・教育、研究活動を通じて、博物館資料を未来に残していくことだけでなく、現代社会をとりまく様々な事柄とつながり、社会課題の解決や地域の活性化といった多岐にわたるポテンシャルを発揮するものであるということが、博物館に関わる多くの人々の間で共有されてきています。

例えば、平成30(2019)年に日本で初めての開催となった国際博物館会議(ICOM)京都大会では「文化をつなぐミュージアム(Museums as cultural hubs)」という理念の徹底が採択されました。

新しい制度では、これからの博物館の役割として、教育や文化の域を超えて、まちづくり、観光、福祉、国際交流といったさまざまな分野との連携による地域社会への貢献が期待されることについて、博物館の現場や博物館に関わる人々が意識して博物館活動に取り組めるように、登録博物館はこうした連携に努めるものと定めています。

② 博物館同士の連携

社会の課題解決への貢献といった役割に加えて、デジタル化や災害対応といった、博物館の事業や運営を取り巻く新たな課題が明らかになっています。

しかしながら、館長、学芸員含めてスタッフの人員が限られるような、比較的規模の小さな博物館では、こうした種々の課題に対応するための専門性やノウハウを持った人材を新たに確保することは容易でなく、まして、日々の多様な業務を限られた人員で行う中で、新たな課題に取り組んでいくことは困難です。

全国の博物館が、時代の要請や環境の変化に取り残されることなく発展していくためには、博物館が互いのノウハウやリソースを共有し合うネットワークを形成することで、小規模な館でも効率的・効果的に新たな課題に対応することができる環境を作っていくことが求められます。

新しい制度では、登録博物館が互いの連携や指定施設との連携に努めるものと定めることで、こうしたネットワークづくりを促進します。

✓地域コミュニティの希薄化への対応

「昼間に地域にいないことによるかわりの希薄化」、「コミュニティ活動のきっかけとなる子どもの減少」、「住民の頻繁な入れ替わりによる地域への愛着・帰属意識の低下」等により、様々な社会活動の基礎となる地域コミュニティが希薄化しています。

【これからのコミュニティ施策の基本的考え方】（平成31（2019）年3月策定）

■ 基本理念

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成

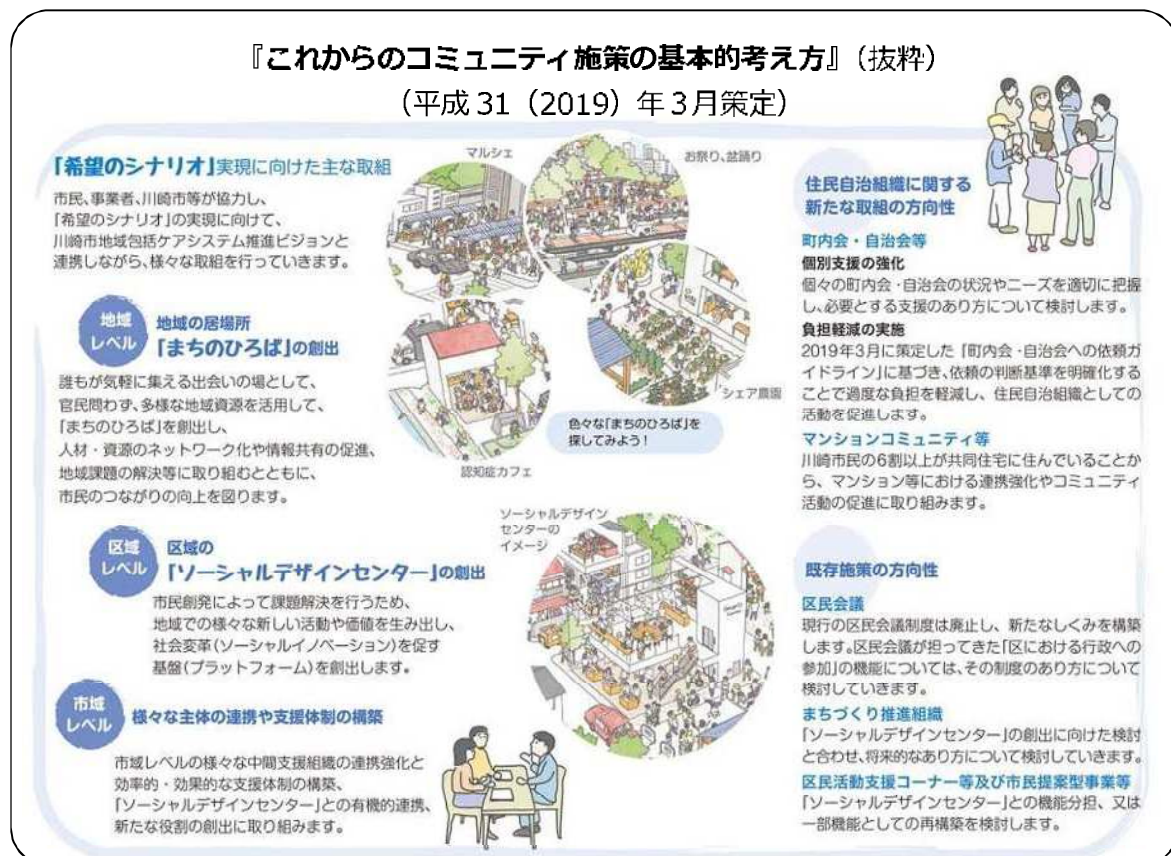
- ・ 市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いとその相互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体的な解決を導く「市民創発（※4）」へのパラダイムシフトにより、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く、誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティを目指します。

※4. 市民創発とは

- ・ 色々な人や団体が出会い、つながることで様々な化学反応が起こります。この化学反応が、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出します。このポジティブな相互作用により、暮らしやすい地域をつくります。

『これからのコミュニティ施策の基本的考え方』（抜粋）

（平成31（2019）年3月策定）



イ 状況の変化等

✓ 急激に拡大したナラ枯れへの対応

生物多様性の拠点である樹林地においてナラ枯れ被害が拡大していますが、伐採等の対応が追い付かないため、多数の園路が通行止めとなっています。

✓ 上位計画・関連計画等の見直しや策定を踏まえた対応

「川崎市総合計画」、「緑の基本計画」、「公園等における持続可能な協働の取組」、「新たなミュージアムに関する基本構想」、「向ヶ丘遊園跡地利用計画」、SDGs、生物多様性戦略への対応

【川崎市総合計画第3期実施計画】（令和4（2022）年3月策定）

川崎市総合計画（平成28（2016）年3月策定）は、市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

第3期実施計画（令和4（2022）年度～）では、次のとおり、7つの戦略を示しています。

- 戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす
- 戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす
- 戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす
- 戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす
- 戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす
- 戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす
- 戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

【川崎市都市計画マスタープラン】（平成29（2017）年3月）

川崎市総合計画の策定（平成28（2016）年3月）等を踏まえ、「コンパクトで効率的なまちづくり」や「生活行動圏を踏まえた鉄道沿線のまちづくり」等を改定の主なポイントとして平成29（2017）年3月に「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」を改定しました。

「川崎市都市計画マスタープラン」は、「全体構想」「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されており、生田緑地の位置する多摩区、宮前区においては、「川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想」を平成31年（2019）年3月に、「川崎市都市計画マスタープラン宮前区構想」を令和2年（2020）年12月に改定を行いました。

【川崎市都市計画マスタープラン全体構想】（平成29（2017）年3月）

■めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

■まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

■基本政策

- (1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- (2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- (3) 市民生活を豊かにする環境づくり
- (4) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- (5) 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

■都市づくりの基本方針

(1) 魅力ある都市づくり

- ・近隣都市拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれる広域的な拠点整備を推進するとともに、地域のニーズに的確に対応し、地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺などを中心とした身近な地域が連携した魅力あるまちづくりを推進します。
- ・これらのまちづくりを支える効率的・効果的な交通体系の構築や良好な景観づくりの推進などにより、魅力ある都市づくりをめざします。

(2) 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

- ・超高齢社会にあっても、高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざします。

(3) 緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

- ・市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることのできる都市づくりをめざします。
- ・多摩川や多摩丘陵の自然をはじめ公園や農地など、生活にうらおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する都市づくりをめざします。

(4) 産業の発展を支える都市づくり

- ・我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を、高度先端技術やICT等の活用により、医療・福祉、エネルギーなどの新産業の創出に結びつけることをめざします。
- ・さらに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業の発展を支える都市づくりをめざします。

(5) 災害に強い都市づくり

- ・誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられる災害に強い都市づくりをめざします。

(6) 市民が主体となる身近な地域づくり

- ・市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域づくりをめざします。

(7) 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

- ・将来的な人口減少を見据えて、交通利便性が高い拠点地区等への都市機能の集積や多様な世代が居住できる環境整備及び人口減少や高齢化の進行する地区におけるファミリー世帯等の居住や多様な住まい方の誘導等を促進するとともに、公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上を図り、持続可能で効率的な都市づくりをめざします。

【川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想】(平成31(2019)年3月)

■ めざす都市像

基本的な考え方

ひと・水・緑 — 住み続けたいまち 多摩区

「都市の骨格を形成する基盤整備」と「身近な生活圏を単位としたまちづくり」とのバランスが取れたまちをめざす

【解説】

- ・多摩区のまちの骨格を形成する多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地と、その核となる生田緑地などの「緑」、多摩川や二ヶ領用水などの「水辺」、そこに暮らす「人」が調和し、地域環境の質、市民生活の質を向上させる、住み続けたいと思えるまちをめざします。
- ・自然と調和のとれた住みやすさや骨格的な都市基盤の整備と市民の暮らしの視点に立った生活圏のまちづくりのバランスを取りながら、区の地域環境の質を総合的に向上させていくことをイメージしています。

■ 分野別の基本方針

○ 土地利用

- 1 多摩区の地域生活拠点として、特色ある登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区のまちを育みます
- 2 市民の暮らしを支える、人を大切にした身近な駅周辺の利便性向上をめざします
- 3 地域の特性や課題に応じた、安全・快適な住環境を育みます
- 4 周辺住宅と調和のとれた工業系土地利用の維持をめざします
- 5 都市の農地や緑地を保全・活用し、自然と調和のとれた住環境を育みます

○ 交通体系

- 1 都市の活力の向上に資する交通環境の整備をめざします
- 2 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備をめざします
- 3 身近な交通環境の整備をめざします

○ 都市環境

- 1 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします
- 2 水・緑・農が暮らしやすいまちを育みます
- 3 多摩丘陵の緑地や住宅地内の農地などの豊富な緑を保全・創出・活用した緑のまちをめざします
- 4 街なかの水辺空間を育みます
- 5 時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みます

○ 都市防災

- 1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします
- 2 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします
- 3 安全に避難できるまちをめざします
- 4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

分野別の基本方針の「都市環境」に、生田緑地に関して以下のような記述があります。

①生田緑地の整備

- ・ 観光拠点として潜在的な集客性を有していることから、貴重な自然環境を将来にわたって守り、歴史・文化資源等を持続可能な形で継承し、まちと自然、人と人をつなげる回遊性の高い生田緑地をめざします。
- ・ 生田緑地内の施設の魅力向上や施設間連携、多様な主体との協働による管理運営体制の強化、多くの人に訪れてもらうしくみづくりなどを進めます。
- ・ 生田緑地に関わる多様な主体による「生田緑地マネジメント会議」が管理運営に参加することで、生田緑地の魅力を高め、まちの発展につなげる取組を進めます。
- ・ ばら苑の更なる魅力向上に向け、周辺整備を推進します。

②向ヶ丘遊園跡地の適正な土地利用

- ・ 向ヶ丘遊園跡地は、土地所有者等と連携しながら、跡地の貴重な緑の保全とともに、観光拠点でもある生田緑地の魅力を高め、さらなる集客に資する賑わいや憩いなどの空間の創出を誘導します。
- ・ 新たな空間の創出にあたっては、周辺の住環境への配慮とともに、既存の緑地や周辺の景観への配慮を誘導します。

③生田緑地までのアクセスの整備

- ・ 駅などから生田緑地へのアクセスにおいて、安全、快適に配慮した改善に努め、生田緑地とのつながりを感じさせる景観づくりに配慮します。
- ・ 生田緑地と多摩川や二ヶ領用水を連携させ、回遊性を高めるなど、地域の活性化に向けて、動線の魅力づくりをめざします。

【川崎市都市計画マスタープラン宮前区構想】（令和2（2020）年12月）

■ めざす都市像

基本的な考え方

人が好き 緑が好き まちが好き

～宮前区らしい特色のあるまち“ガーデン区”として、魅力を育てる～

【解説】

・「人」はコミュニティ豊かな区民の和を、「緑」は豊かな自然を、「まち」は自然と市民の生活が調和する豊かな地域を、それぞれ象徴しています。

■ 分野別の基本方針

○ 土地利用

- 1 宮前区の地域生活拠点として、鷺沼・宮前平駅周辺地区のまちを育みます
- 2 地域の特性を活かした、身近な駅周辺の魅力向上をめざします
- 3 良好な住環境の形成をめざします
- 4 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図ります
- 5 市街化調整区域の緑地と農地を育み、計画的な土地利用をめざします

○ 交通体系

- 1 利便性の高い交通網の整備をめざします
- 2 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境をめざします
- 3 身近な公共交通を利用しやすいまちをめざします

○ 都市環境

- 1 環境に優しく安心して生活できるまちを育みます
- 2 宮前区らしい水と緑の骨格の形成をめざします
- 3 緑の資源を活かしたまちを育みます
- 4 水の資源を活かしたまちを育みます
- 5 地域の特性にあわせた景観を育みます

○ 都市防災

- 1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします
- 2 災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざします
- 3 安全に避難できるまちをめざします
- 4 自助・共助により被害を軽減するまちをめざします

【川崎市緑の基本計画】（平成 30（2018）年 3 月）

少子高齢化の更なる進展、都市インフラの老朽化、災害対策や環境問題に対する意識の高まり、担い手の高齢化の顕在化といった社会情勢の変化、川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月）、川崎市都市計画マスタープラン（平成 29（2017）年 3 月）の改定、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行等に対応し、これまでに進めてきた市民協働による緑の創出・保全などの取組を踏まえながら、市民や民間企業等多様な主体との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指し、「川崎市緑の基本計画」を平成 30（2018）年 3 月に改定しました。

■ 基本理念

「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」

■ 基本施策

○ I 緑のパートナーづくり

- ・ 「協働プログラムの更なる推進」「参画する緑のパートナーの育成・支援」を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの「健全な成育」と、パートナーの活動を支える「情報発信」を推進します。

○ II 緑の空間づくり

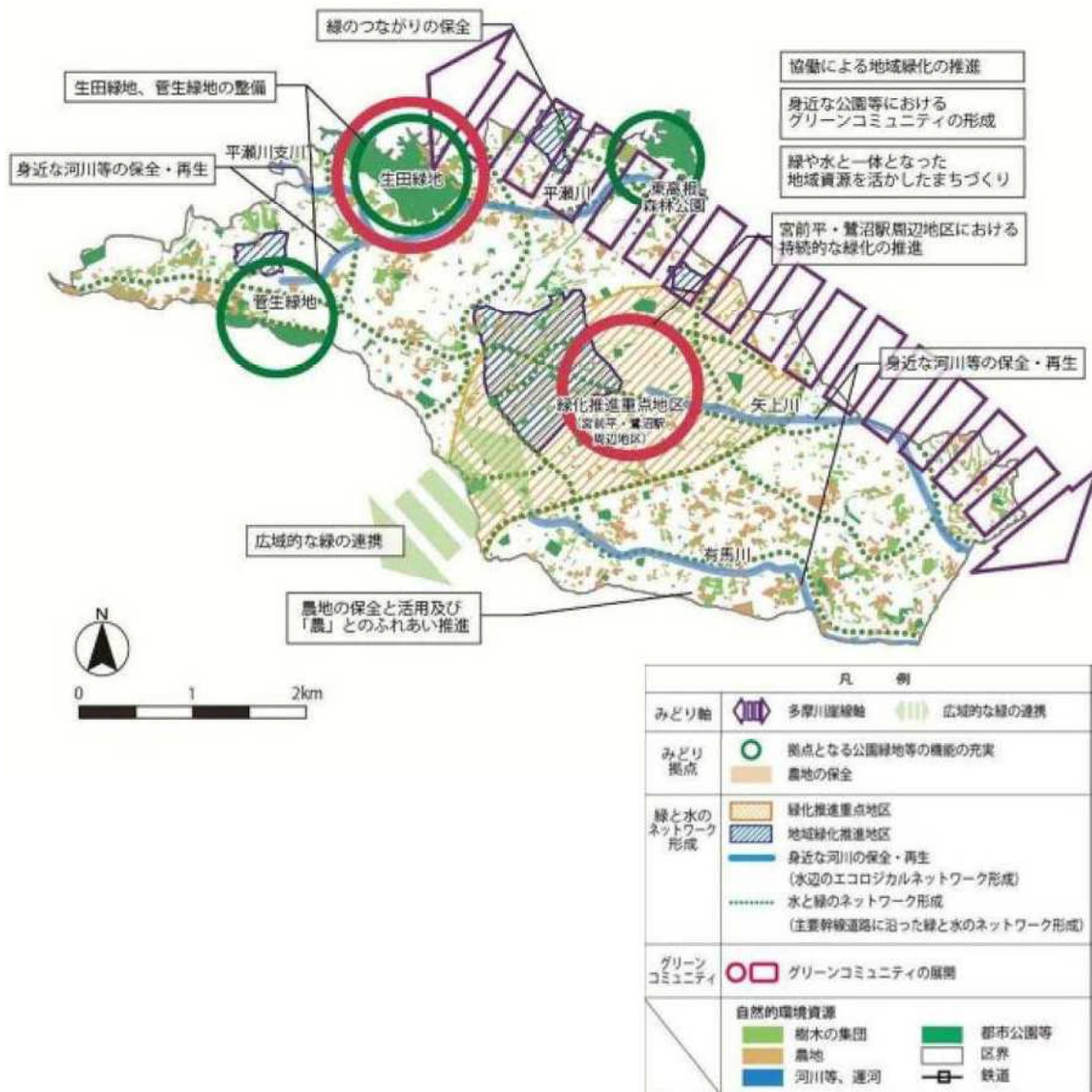
- ・ 生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象に、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出、育成します。

○ III グリーンコミュニティづくり

- ・ これまでに育まれてきた地域の多様な主体の協働のもと、人と空間のマネジメントにより、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の 5 つの視点で活用することで、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指します。

○ 宮前区における施策の展開

- ・多摩丘陵軸における緑の保全と創出
- ・王禅寺ふるさと公園の自然環境等の活用
- ・早野聖地公園の整備
- ・農のある風景の保全
- ・新百合ヶ丘地区における持続的な緑化の推進
- ・身近な河川等の保全・再生
- ・協働による地域緑化の推進
- ・身近な公園等における地域コミュニティの形成
- ・里地里山資源の発掘、普及促進
- ・広域的な緑の連携



【第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）】（平成31（2019）年3月策定）

これからの川崎市の文化芸術振興の方向性が示されています。

（1）文化芸術資源を活かしたまちづくり

川崎市には、音楽や映像をはじめとして、地域の歴史や伝統文化、産業遺産や産業施設、若者文化など、多彩な文化芸術資源が豊富に存在しています。こうした資源を活用して川崎ならではの文化をより一層振興していくとともに、多様な媒体を活用して本市の文化芸術の魅力を積極的に発信することで、都市イメージの向上やシビックプライドの醸成を図ります。さらに、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良いという立地優位性を活かして、産業や観光など様々な分野と連携しながら、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることにより、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

（2）文化芸術を担う人材の育成

文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりに向けた取組を継続的に行い、文化芸術を楽しむ人に加えて、文化芸術活動を行う人や活動を支える人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば子どもや若者が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、子どもや若者の感性を育てていくための取組を推進するなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組んでいきます。

（3）誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり

誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作り、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、文化関連施設のみならず、まちなかや身近な場所において、子育て中の方や高齢の方、障害のある方など、より多くの方がそれぞれの状況に応じて文化芸術の楽しさを享受できるための取組を進めていきます。

＜本計画で目指すまちの姿＞

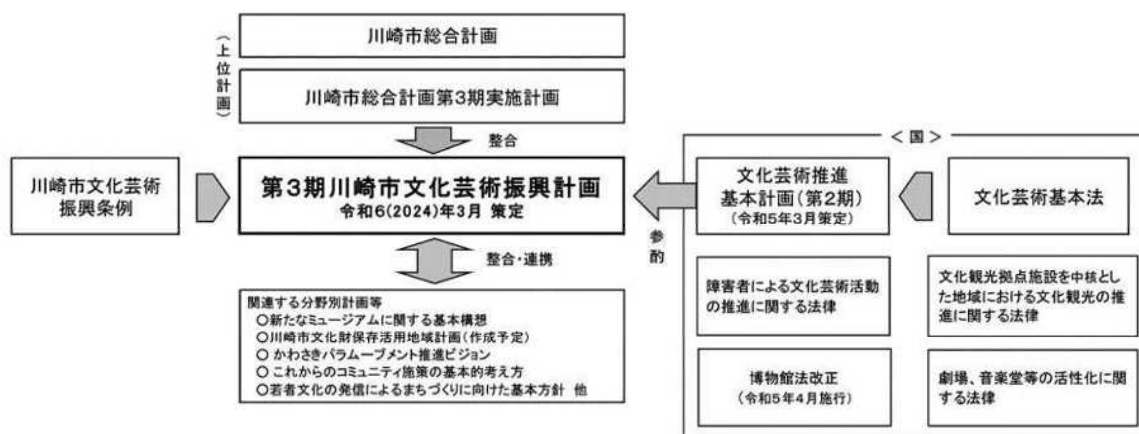
- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち

【第3期川崎市文化芸術振興計画（案）】（令和5（2023）年11月24日）

■ 計画の策定方針

- ・ 第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化や、国における計画の策定や法律の改正、本市においては、新たなミュージアムの整備に向けた取組など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。
- ・ 文化芸術の振興は、中長期的な取組によって成果が現れると考えられ、本市の文化芸術の振興に関して基本理念を定めるとともに、市、市民及び企業の役割や文化芸術振興施策の基本事項を定めた、振興条例を踏まえたものである第2期計画（改訂版）の基本方針などを踏襲しつつ、第2期計画（改訂版）の策定以降の状況の変化等を踏まえて、必要な見直しなどを行います。
- ・ それにより、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図っていきます。

■ 位置付け



■ 計画期間

- ・ 令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間
- ・ 社会情勢の変化や国の文化芸術推進基本計画、本市の総合計画などの状況を踏まえながら、5年で検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 本計画で目指すまちの姿

- ・ 本市の文化芸術振興の重点的な取組を踏まえ、誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめることができ、様々な出会いや交流が促進されるとともに、自由で多彩な創作活動が生まれ、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなど、「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち～多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」を本計画で目指すまちの姿とします。

■ 計画の体系

< 本計画で目指すまちの姿 >
「すべての市民が文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち」
 ～ 多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す ～

- < 本市の文化芸術振興施策の基本方針 >
- 1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
 - 2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
 - 3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
 - 4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進



【川崎市文化財保存活用地域計画（案）】（令和5（2023）年12月4日）

■ 計画策定の趣旨

- ・ 本計画は、市の最上位計画である川崎市総合計画に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、市域の歴史文化の特徴を整理してわかりやすく示し、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的としています。
- ・ 計画期間が満了する「川崎市文化財保護活用計画」の取組の成果や課題を踏まえながら、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき策定し、本市の新たな文化財の保存と活用に関する取組を位置付けた計画とします。
- ・ このため、個々の文化財の所在状況や管理状況等の現状把握と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画（取組）を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組を進めていきます。

■ 位置付け

- ・ 関連する計画等との整合や連携を図るほか、個別の文化財事業との整合を図ります。
- 関連する計画等
 - ・ 川崎市総合計画、かわさき教育プラン、神奈川県文化財保存活用大綱、川崎市文化芸術振興計画など川崎市の関連計画
- 個別の文化財事業
 - ・ 国史跡橋樹官衙遺跡群の保存活用計画や整備基本計画、登録博物館の運営基本計画や基本方針など

■ 計画期間

- ・ 令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間
- ・ 本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて本計画を見直します。

■ 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

○ 基本理念と施策の方向性、基本方針

- ・ 本計画の基本理念及び施策の方向性は、「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念及び方向性を継承して、次のとおりとします。また、施策の方向性をもとに取組を展開するため、4つの基本方針を設定します。

- 文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域のたからです。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。文化財を保存・活用することを通じて、地域の人と人がつながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。
- 基本理念：文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり



■ 推進体制

- 本計画の推進に当たっては、文化財保護主管課を中心に、庁内関係部局や市関連団体、市民や教育・研究機関、企業等と連携していきます。

■ 計画の進行管理と評価

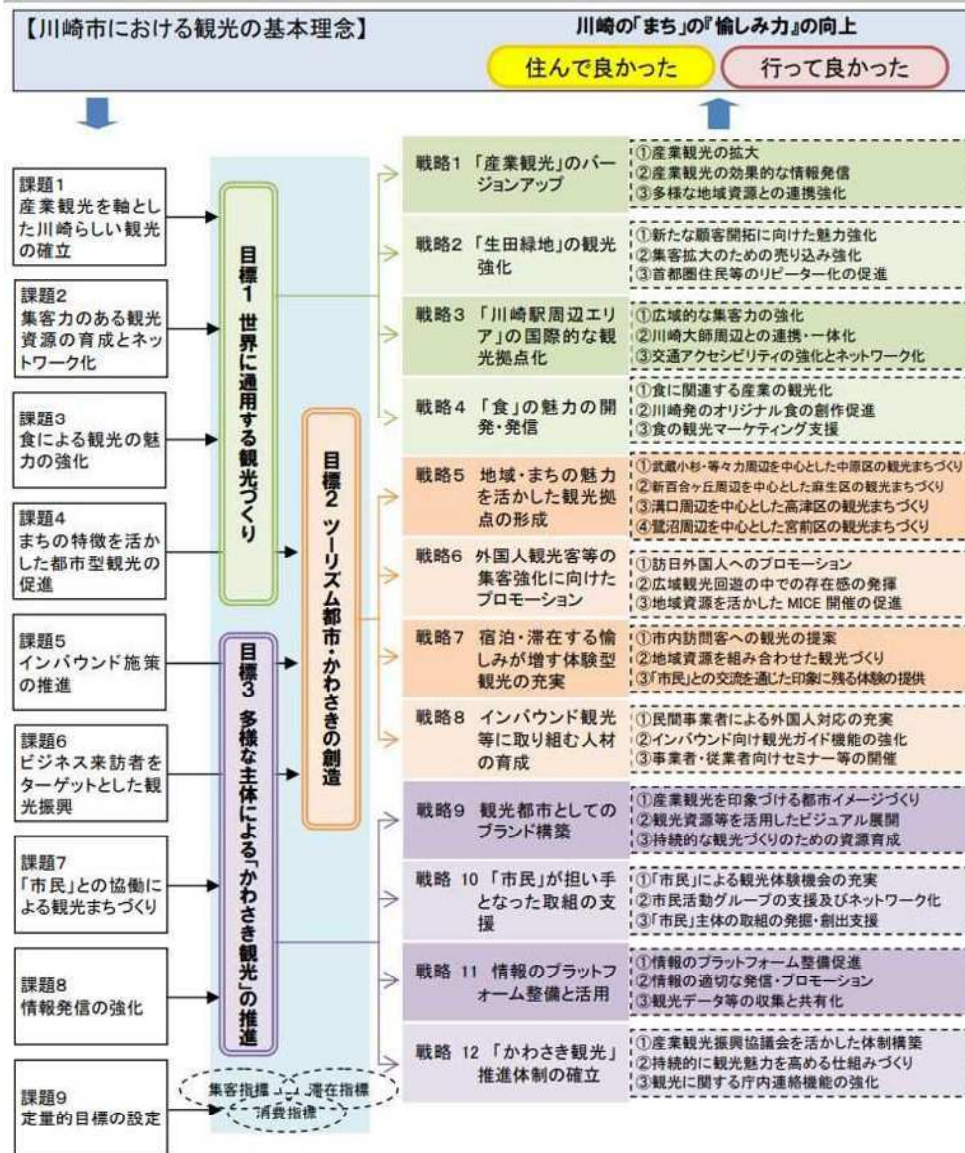
- 本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCAサイクルを確立していきます。PDCAサイクルの運用にあっては、文化財の保存・活用の方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かしていきます。
- また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図ります。

基本方針	指標	参考値 R4 (2022)	目標値 ※1 R7 (2025)	目標値 R15 (2033)
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	41件	—	50件以上/年
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	382件 (累計)	470件以上 (累計)	700件以上 (累計)
(3) 文化財の普及と活用の推進	橋樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数	496人	400人以上	560人以上
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	28日	25日以上	42日以上

※1 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

【新・かわさき観光振興プラン】（平成 28（2016）年 2月策定）

戦略の柱を「世界に通用する観光づくり」、「ツーリズム都市・かわさきの創造」、「多様な主体によるかわさき観光の推進」の3つに定め、施策を展開していきます。



「生田緑地」の観光強化について、次のとおり示されています。

- 外国人観光客の集客強化を視野に入れて、ポテンシャルの高い「生田緑地」の観光価値を磨きます。生田緑地の良好な自然環境の保全を前提としつつ、「市民」や観光客とのかかわりを深めていくことで、特徴的な観光資源として育むとともに、周辺の地域資源との連携によって市域全体を巻き込みながら、首都圏から国内、海外まで多様な観光ニーズに応える広域観光の魅力づくりを図ります。

《施策内容》 ①新たな顧客開拓に向けた魅力強化
 ②集客拡大のための売り込み強化
 ③首都圏住民等のリピーター化の促進

【第2期川崎市青少年科学館運営基本計画】（令和5年（2023年）3月）

「基本理念と基本方針」が示されています。

科学館では昭和57年の博物館登録以来、市内のタンポポ分布調査に始まり現在も続く市民連携の自然調査、市内市民団体や科学館育成のボランティアとの協働による天体観望会や科学教室などの博物館事業に取り組んできた。

今後も、市民との連携・協働の取組をより一層推進することにより、市民の多様な生涯学習意欲への対応を図り、持続可能な社会に貢献できる人材の育成を通じて、地域の多様な主体がともに担うまちづくりを推進するため、「市民とあゆむ宙と緑の科学館」を運営の基本理念とする。

基本理念 市民とあゆむ 宙と緑の科学館



＜開館当時の青少年科学館＞

市民に開かれた地域の博物館として、体験と知識の両方を大切にする学びの場を提供し、学校教育との連携等により子どもたちを育み、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつなげることで基本理念を実現すべく、次の4点を基本方針として定める。

基本方針

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 開かれた博物館 | 地域の博物館として市民と社会に貢献し、多様な利用者のニーズに応える |
| (2) 体験する博物館 | 多くの市民に自然・天文・科学を体験する機会を提供する |
| (3) 育む博物館 | 子どもたちの学びや市民の生涯学習・社会貢献活動を支援する |
| (4) つなげる博物館 | 市民・地域・教育機関等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに貢献する |

「事業計画」が示されています。

収集保存事業：川崎市に縁があるものを幅広く収集、天文に関する資料をデータベース化、科学実験教室のノウハウ整理など

展示事業：展示から野外体験・観察へ発展、科学工作紹介でボランティア活動を拡大

調査研究事業：動植物の現状・専門的調査、天文現象の観測、

教育普及事業：観察会による知る機会の創出、ボランティア人材育成、プラネタリウム番組制作

運営管理計画：無料化による利用可拡大、施設の魅力の発信、

ネットワーク事業：市民団体、学校との連携・協働

【生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～】（令和4（2022）年3月）

■ 「戦略の基本的事項」

- ・ 生物多様性に配慮した環境づくりによって生き物がつながること
- ・ 人と生き物との関わり方の調和を図っていくこと
- ・ 地域本来の自然環境を保全、再生して、多様な生き物が生息・生育できるようにしていくこと
- ・ 様々な生物多様性に関する情報をつないで利活用していくこと



■ 戦略的に取り組む視点

○ 生物多様性への配慮意識の更なる浸透

- ・ 市民や事業者にとって生物多様性が身近なものであることを知ってもらえるような普及啓発等、生物多様性への配慮意識の浸透を図ります。

○ 生態系エリアや流域の特徴を踏まえたエコロジカルネットワークの形成

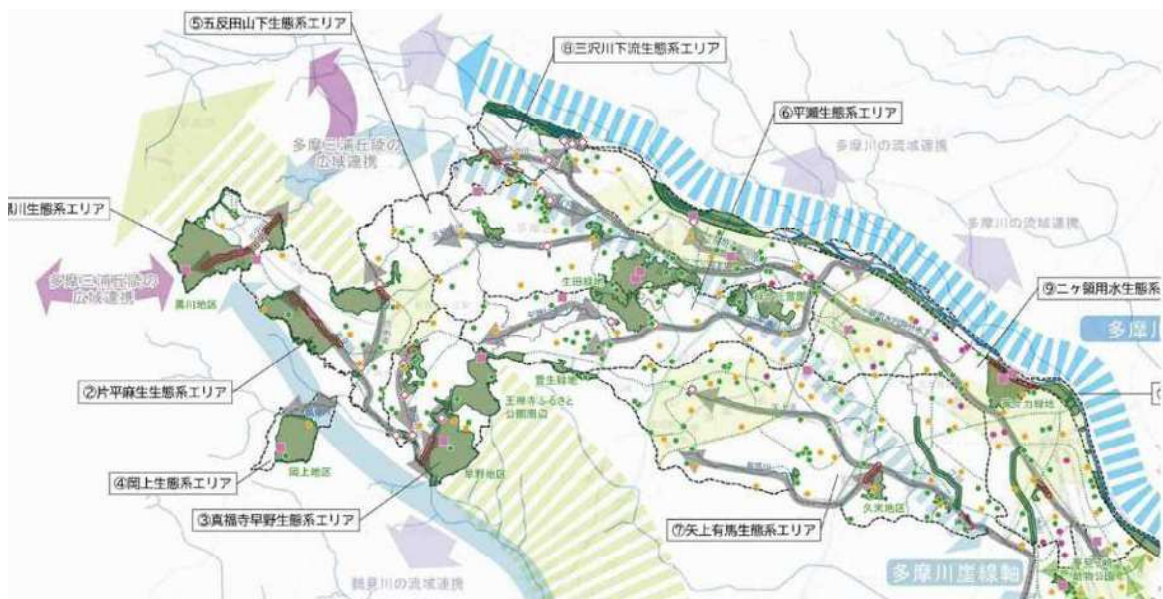
- ・ 市内河川の流域のある生態系エリアについては、それぞれ生き物の「生息・生育拠点」や拠点と回廊（コリドー）のつなぎ目である「結節点」に特徴があることから、その特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した保全・管理などを実施します。

- ・市街地や臨海部など自然的環境の分布が少ないエリアについては、緑化推進重点地区を活かしながら、公園や緑道などにおいて、生物多様性に配慮した保全・管理を実施します。

○ 地域資源を活用するなど情報発信の充実

- ・環境や生き物、地域文化等、人と生き物のかかわりに関する様々な分野の施設等を地域資源とした、生物多様性に関する情報発信を充実させます。

■ エコロジカルネットワークの形成



多摩・三浦丘陵広域連携トレイル図（緑と水景の環）